

# グランメッセ熊本利用規程（改訂）

（目的）

第1条 この規程は、熊本産業展示場（以下「グランメッセ」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

（利用時間）

第2条 利用時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。

（利用申し込みの受付）

第3条 利用申し込みの受付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から行うものとする。但し、熊本産業文化振興株式会社の代表取締役（以下「代表取締役」という。）が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(1) 展示ホールの全面、3/4の利用 利用開始日の24ヶ月前の日の属する月の初日

(2) 展示ホールの2/4、1/4の利用 利用開始日の12ヶ月前の日の属する月の初日

(3) 多目的（コンベンション）ホール、大会議室、中会議室

① 展示ホールと一体的に利用する場合 (1)(2)に定める時期から

② 多目的(コンベンション)ホール 利用開始日の6ヶ月前の日の属する月の初日

③ 大会議室、中会議室 利用開始日の3ヶ月前の日の属する月の初日

(4) 屋外展示場のみの利用 利用開始日の3ヶ月前の日の属する月の初日

2 前項の受付は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。）に規定する休日及びグランメッセの休館日を除き、毎日午前8時30分から午後5時30分までの間に行うものとする。

（利用料金）

第4条 利用料金は、次のとおりとする。

(1) 施設の利用料金は、別表1に掲げる額とする。

(2) 設備の利用料金は、別表2に掲げる額とする。

（利用料金の納入）

第5条 グランメッセの利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、代表取締役の発行する請求書により、前条に定める利用料金を、次のとおり納入しなければならない。但し、代表取締役が相当の理由があると認めるときは、この限りではない。

(1) 展示ホールの利用にあつては、代表取締役が指定する期日までに基本利用料金（時間外料金含まず）の30%の相当額を、利用日の1週間前までに70%相当額を納入するものとする。なお、展示ホールに併せて多目的(コンベンション)ホール、大会議室、中会議室、屋外展示場を利用する場合は、これらの基本利用料金(時間外料金含まず)も同様とする。

(2) 多目的(コンベンション)ホール、大会議室、中会議室、屋外展示場の利用((1)の場合を除く。)にあつては、利用日の1週間前までに基本利用料金(時間外料金含まず)の全額を納入するものとする。

(3) 展示ホール、多目的(コンベンション)ホール、大会議室、中会議室、屋外展示場の時間外料金、展示ホール、多目的(コンベンション)ホールの冷暖房設備、展示ホールの可動席、電気設備、水道設備、ガス設備およびその他附属設備等の利用にあっては、利用終了後利用料金の全額を代表取締役が指定する期日までに納入するものとする。

(利用料金の還付)

第6条 既納の利用料金は、返還しない。但し、天災、その他やむを得ない事由により、グランメッセの施設及び設備等の全部又は一部を利用させることができないと代表取締役が認めるときには、利用料金の還付を行うことができる。

(利用の承認)

第7条 施設及び設備等の利用申込みが行われた場合、代表取締役は申請書を取りまとめ、定例(二ヶ月に一回)に開催されるグランメッセ熊本評議会(以下「評議会」という。)において利用承認手続きを行う。

2 評議会は、利用申請が行われた申請書を一括して審議し、承認若しくは否認する。但し、利用申請日から利用予定日の間に評議会が開催されない場合の利用許可は、代表取締役が専決し、評議会において報告するものとする。

(利用の許可)

第8条 代表取締役は、利用者の予約金の入金を確認したのち、施設及び設備等の使用許可証を発行する。

(利用許可の取り消し)

第9条 熊本産業展示場条例第8条により利用許可の取り消しを行うものとし、また、熊本産業展示場管理業務仕様書第7の1の(3)に従い、管理上支障があると認めるものとして次の項目を明確にする。なお、この措置によって利用者が損害を被ることがあっても、熊本産業文化振興株式会社はその責めを負わないものとする。

- (1) 天災等の不可抗力により施設の使用が不能となったとき。
- (2) 熊本県が武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律で定める避難施設として指定し、武力攻撃事態等の避難施設として使用するとき。
- (3) 大規模災害発生時に熊本県が広域防災活動拠点として使用するとき。
- (4) 事故の発生や施設の工事遅延、設備の破損など不測の事態により施設の使用が不能となったとき。

(利用計画書の提出)

第10条 利用者は、代表取締役の指定する日までに、利用計画書その他代表取締役が必要と認める書類を提出しなければならない。

2 代表取締役は、提出された利用計画について必要があると認めるときは、利用者に対して計画の変更、修正を指示することができる。

(目的外利用等の禁止)

第11条 利用者は、施設及び設備等について許可を受けた目的外に利用してはならない。

2 利用者は、施設及び設備等の利用する権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(利用者の責任)

- 第12条 利用者は、善良な管理者の責任をもって、施設を利用しなければならない。
- 2 利用者は出展業者、関連業者、装飾業者、その他下請業者等の行為も含め利用期間中に発生した火災及び事故等において一切の責任を負うものとする。
  - 3 利用者は、自己の責任において展示品等の管理を行うものとする。  
熊本産業文化振興株式会社は展示品等の盗難などについての責任は一切負わないものとする。
  - 4 利用期間中の警備、清掃及びごみ処理については、利用者の責任と負担により行うものとする。
  - 5 施設及び設備等の利用に伴う安全の確保等については、利用者の責任と負担により行うものとする。

(職員の立入り)

- 第13条 代表取締役は、グランメッセの管理上必要があると認めるときは、利用を許可した施設に職員又は委任した者を立ち入らせ、必要な指示をさせることができる。
- 2 利用者は、前項により指示を受けたときは、それを拒んではならない。

(利用者の遵守事項)

- 第14条 利用者及びその者の利用目的に応じて入場した者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) あらかじめ承認を受けずに、施設等に変更を加え、又は特別の設備を設けないこと。
  - (2) あらかじめ承認を受けずに、危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと、又はそのおそれのある者を入場させないこと。
  - (3) あらかじめ承認を受けずに、施設内で寄付金の募集、物品の販売、飲食物の提供を行わないこと、又は第三者にさせないこと。
  - (4) 騒音若しくは怒声を発し、若しくは暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をせず、又はそのおそれのある者を入場させないこと。
  - (5) 利用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
  - (6) 利用許可を受けた設備以外の設備を利用しないこと。
  - (7) 火災、盗難等の発生の防止に努めること。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、代表取締役が指示した事項。

(入場の制限等)

- 第15条 代表取締役は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。
- (1) グランメッセにおける秩序若しくは風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者。
  - (2) この規程又は係員の指示に違反した者。
  - (3) その他グランメッセの管理上支障があると認められる者。

(原状回復)

第16条 利用者は、施設及び設備等の利用を終了し、又は熊本産業展示場条例第9条の規定により利用許可を取り消されたときは、利用者の責任と負担により、速やかに利用に係る施設等を原状に復し、係員の点検を受けなければならない。

(き損等の届出)

第17条 施設等をき損し、又は滅失した者は、直ちにその旨を代表取締役届け出なければならない。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、グランメッセの利用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(平成19年4月1日 一部改訂)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(平成24年4月1日 一部改訂)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日 一部改訂)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(平成26年2月12日 一部改訂)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成28年4月1日 一部改訂)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年12月1日 一部改訂)

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

(平成29年9月1日 一部改訂)

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

(別表1) 施設の利用料金

■基本利用料金 (税込)

区 分		単価			
		午前9時から 午後5時までの使用	午前9時から 午後1時までの使用	午後1時から 午後5時までの使用	午後5時から 午後9時まで 及び午後9時 から翌日午前 9時までの使 用1時間につ き
展示ホール	全面の使用	1,234,286円	617,143円	617,143円	164,571円
	4分の3の使用	925,714円	462,857円	462,857円	123,429円
	4分の2の使用	617,143円	308,571円	308,571円	82,286円
	4分の1の使用	308,571円	154,286円	154,286円	41,143円
多目的(コン ベンション) ホール	全面の使用	102,857円	51,429円	51,429円	14,400円
	5分の3の使用	61,714円	30,857円	30,857円	8,640円
	5分の2の使用 ※	41,143円	20,571円	20,571円	5,760円
大会議室	全面の使用	37,029円	18,514円	18,514円	4,629円
	3分の2の使用 ※	24,686円	12,343円	12,343円	3,086円
	3分の1の使用 ※	12,343円	6,171円	6,171円	1,543円
中会議室		24,686円	12,343円	12,343円	3,086円
屋外展示場		1平方メー トルごにつき 28.8円	1平方メー トルごにつき 14.4円	1平方メー トルごにつき 14.4円	1平方メー トルごにつき 4.1円

- 利用時間については、会場の設営及び撤去の時間も含む。
- 土・日・祝日の「展示ホール」利用料金は1割増。
- 準備・撤去の場合の「展示ホール」「多目的(コンベンション)ホール」の利用料金は3割引。
- 17時から21時の間、または21時から翌日9時の時間外の利用については、1時間あたりの利用料金で受付ける。
- 17時から翌日9時の利用が1時間未満の場合は、1時間単位に切り上げて計算。
- 展示、催しその他これらに類する行為のための屋外展示場以外の屋外施設(芝生広場、交流広場、花と緑の広場、プロムナード等)の使用における単価は屋外展示場の単価とする。
- 入場料金を徴収して行う興行の場合は税込最高料金の100人分を別途請求する。
- ※印については、事前に相談。

(別表2) 設備の利用料金

■設備の使用に係る単価 (税込)

(円)

区 分	単 価	
展示ホールの冷暖房 設備	全面の使用	1時間につき 51,840 円
	4分の3の使用	1時間につき 38,880 円
	4分の2の使用	1時間につき 25,920 円
	4分の1の使用	1時間につき 12,960 円
多目的(コンベンション) ホールの冷暖房設備	全面の使用	1時間につき 2,931 円
	5分の3の使用	1時間につき 1,759 円
	5分の2の使用	1時間につき 1,173 円
展示ホールの可動席	全席の使用	1日につき 172,368 円
	770席分の使用	1日につき 99,792 円
電気設備	一式1キロワット時ごとにつき 49.4 円	
水道設備	一式1立方メートルごとにつき 377.5 円	
ガス設備	一式1立方メートルごとにつき 723.1 円	
その他設備	知事が定める額	

備考：電気設備、水道設備、ガス設備の使用料又は利用料金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

\*利用時間は、設備の運転を開始したときから終了したときまでの時間とする。

■備品の使用に係る単価 (税込)

(円)

場 所	品 名	規格等	保有数	単価	備考
展 示 ホ ー ル	イス		3,200	108	
	長机	D600×W1800×H700	600	216	
	講演用演台	D570×W1200×H1025	1	540	
	司会者用演台	D570×W655×H1025	1	540	
	花台	D550×W550×H755	1	324	
	ステージ	一 台 (2440 × 2440 × H1200 ~ 1800)	59	5,400	
		設営及び撤去 (1台あたり)	59	2,160	
	バックドロップ幕	W2440×H4800	10	1,080	
		W2440×H3600	19	1,080	
		W1220×H3600	3	1,080	
		設営及び撤去 (1枚あたり)	32	1,080	
	ケーブルガード	W870	20	540	
	美術ボタン	Aゾーン1 Bゾーン1 Cゾーン3 Dゾーン1	6	1,080	
	ライトボタン	Cゾーン4 Dゾーン1	5	1,080	
コンセントボックスボタン	Cゾーン1	1	1,080		

	バック幕ボタン	Cゾーン 1	1	1,080	
	東西ボタン	Cゾーン 2 Dゾーン 2	4	2,160	
	バック幕	W6000×H10000	4	2,160	
		設営及び撤去 (1枚あたり)	4	1,080	
	バック幕	W6000×H7000	9	2,160	
		設営及び撤去 (1枚あたり)	9	1,080	
	調光卓	D600×W2086×H820	1	3,240	
	スポットライト	1kw	60	540	
	ピンスポットライト	2Kw	2	2,160	
	催事用平台	D750×W1800×H800	40	1,080	
	ダストコンテナ	400L	4	540	
	ダストコンテナ	800L	6	1,080	
	大型スクリーン	W8000×H6000	1	54,000	
		設営及び撤去 (1回あたり)	1	2,160	
	プラスチックポールスタント <sup>®</sup> (チェーン付)	W260×H860	120	237	
	ガス漏れ警報器	W80xH62xD30mm 210g	15	540	
全館共通	お客様の都合による 間仕切り開閉	1回 (開扉又は閉扉)	—	5,400	
	ワイヤレスマイクハンド	展示ホール同時使用は4本	11	1,080	
	ワイヤレスマイクピン	その他の同時使用は2本まで	11	1,080	
	マイク (有線) ハンド		11	1,080	
	マイクスタンド		10	無料	
	卓上マイクスタンド		7	無料	
	コードレス電話		10	1,080	
	トランシーバー		10	540	
	移動PAセット		1	5,400	
	AVセット	29インチテレビ、ビデオ	2	2,160	
	表彰盆		2	540	
	その他	消火器	10型 W200×H445 Φ127	10	540
コインロッカー		400×360 (1個につき) 1回あたり	16	100	
	コインロッカー	530×360 (1個につき) 1回あたり	12	200	

C V ホ ール	CV ホール長机	D450×W1800×H700	84	無料	
	CV ホールイス		500	無料	
	CV ホールステージ	D2400×W6000 H200/400	1	5,400	
	CV ホール丸テーブル	1800Φ	24	324	
	CV ホール 丸テーブルスカーツ		24	540	
	CV ホール金屏風	H1800×570×6 枚	2	2,160	
	CV 専用 大型プロジェクター	パナソニック PT-DW750JW 光出力 7,000LM	1	10,800	150 インチ リアルスクリーン付 縦 2950×横 3800
	CV 専用資料提示装置(OHC)	OHP として使用	1	5,400	
	CV ホール演台	D470×W900×H1030	1	無料	
	CV ホール司会者用演台	D470×W650×H450	1	無料	
	CV ホール花台	D450×W450×H750	1	無料	
	CV ホールピンスポツ	670W	2	2,160	
	C V ホ ール ・ 会 議 室 共 通	移動型液晶プロジェクター1 (ビデオ付)	松下電器 TH-L785 光出力 3,200LM	1	7,344
移動型液晶プロジェクター2 (ビデオ付)		松下電器 TH-L702J 光出力 1,200LM	1	6,480	
移動型資料提示装置(OHC)		ソニー VID-P100	1	5,400	
移動型スライド映写機		横河 VIP300AFR	1	3,780	
移動型 OHP		エルモ HP-2850	1	3,240	
移動型スクリーン (120 インチ)		120 インチ (縦 1900×横 2500)	1	2,160	大中全会議室には 埋込スクリーン有
移動型ホワイトボード		縦 850×横 1700	各室 1	無料	大中全会議室には 埋込ボード有
移動型電子ホワイトボード		縦 850×横 1700	2	2,160	
手元灯り			6	540	
水差し			2	無料	
おしぼり			10	無料	

注) ①料金は1日あたりの料金です。(準備・撤去のみの利用日は無料)

②当日の備品お申し込みについては、原則として対応できませんので、  
予めお申し込み下さい。

③CVは多目的(コンベンション)の略



熊本産業展示場使用許可申請書

年 月 日

指定管理者 熊本産業文化振興株式会社  
代表取締役 二子石 隆一 様

申請者 住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の役職・氏名)

印

グランメッセ熊本利用規程を遵守することを誓約し、  
熊本産業展示場を使用したいので、次のとおり申請します。

使用の目的		
使用施設等	使用期間	使用区分※
展示ホール	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	①全 面 ②3/4 ③2/4 ④1/4 希望ゾーン ( )
	準備 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	開催 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	撤去 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
コンベンション ホール (多目的ホール)	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	①全 面 ②3/5 ③2/5
	準備 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	開催 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	撤去 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
大会議室	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	①全 面 ②2/3 ③1/3
中会議室	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
屋外展示場	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	m <sup>2</sup>
入場予定人員	実数： 人 延べ 人	
入場料金徴収の有無	有(最高入場料金 円) ・ 無	
入場制限の有無	有 ・ 無	
使用付帯設備	1 冷暖房設備 ( ① 展示ホール ・ ② 多目的ホール ) 2 展示ホールの可動席 ( ① 全席 ・ ② 770席 ) 3 電気設備 4 水道設備 5 ガス設備 6 その他 ( )	
使用責任者	連絡先：〒 _____ 電話： _____ 氏名： _____ FAX： _____	

備考：※については、該当数字に○をつけること。また、屋外展示場の使用区分については、使用面積を記入すること。

熊本産業展示場変更使用許可申請書

年 月 日

指定管理者 熊本産業文化振興株式会社  
代表取締役 二子石 隆一 様

申請者 住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

使用許可を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。

許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号	
変更の内容	変更前	変更後
変更理由		